

---

---

令和 3 年度  
三重県事業系食品口入実態調査  
結果報告書

---

---

令和 4 年 2 月

三重県



## 目次

### 調査概要 1

---

第 1 節 調査目的 1

---

第 2 節 食品廃棄物等の可食部と不可食部の定義 1

---

第 3 節 調査実施概要 1

---

### 調査結果 3

---

第 1 節 食品廃棄物等の発生状況 3

---

第 2 節 食品廃棄物等の可食部について 7

---

第 3 節 可食部 / 不可食部の計測・把握・推計方法について 7

---

第 4 節 フードバンク活動団体等に提供できそうな食品について 8

---

第 5 節 調査結果のまとめ 8



## 調査概要

---



## 第1節 調査目的

本調査は、事業者から排出されている食品廃棄物等の可食部・不可食部の量を抽出調査し、推計することにより、県内における令和2年度の事業系食品ロス量を把握することを目的に実施した。

## 第2節 食品廃棄物等の可食部と不可食部の定義

食品廃棄物等の可食部と不可食部の定義は下記の通りとした。

### 1. 基本的整理

「食品廃棄物等」は、食品リサイクル法第2条第2項にて規定され、第1号を可食部、第2号を不可食部として整理しており、当該調査において「食品ロス」とは、食品廃棄物等のうち可食部とした。

食品廃棄物等	一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの (規格外品、返品、食べ残し等)	→ 可食部
	二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの (魚・肉の骨、野菜くず等)	→ 不可食部

「食品廃棄物等」の「等」には食品の製造工程等で発生する動植物性の残さで飼料等の原料として有償で取引されるものも含まれます。

可食部とは、	仕入れた食材・食品、食材を加工・調理等してできた食品及び副次的に発生したもので食用にできるもののうち、最終的に人に食されることなく食品廃棄物等となってしまったもの。
不可食部とは、	製造・加工・調理等の工程で副次的に発生したもので、食用にはできないもの。

## 第3節 調査実施概要

### 1. 調査内容

県内の食品関連事業者全体から発生する令和2年度の食品ロス（食品廃棄物等のうち可食部）の量を推計するため、県内の食品関連事業者 1,000 事業所を抽出し、アンケート調査を実施した。次に、その結果をもちいて食品産業全体から発生する食品ロスの拡大推計をおこなった。

(調査の実施方法)

抽出方法：総務省の事業所母集団データベースから県内食品関連事業者 1,000 事業所を、業種ごとに全従業員数の多い事業所から順に抽出

調査期間：令和3年12月8日～令和4年1月7日

調査方法：アンケート用紙を各事業所（県内に複数の事業所がある場合は本社等）に郵送

回答方法：郵送、メールのいずれかで回答

(調査内容)

- ・令和2年度の食品廃棄物等（可食部・不可食部の合計）発生量
- ・可食部 / 不可食部の計測・把握・推計方法
- ・食品廃棄物等のうち、可食部の発生量
- ・三重県食品提供システム「みえ～る」への参加意向、フードバンク活動団体等への提供可能食品の情報

## 2. 回収状況

回収状況は下表のとおり。回収のあった調査票は211件であり、うち、業種不明を除いた有効回答数は210件となっている。なお、宛先不明で返戻のあった26件を除いた有効回答率は21.6%となった。

業種大分類	業種	送付数	宛先不明	有効回答数	有効回答率 (%)
食品製造業	1. 畜産食料品製造業	3	0	2	66.7
	2. 水産食料品製造業	19	0	5	26.3
	3. 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	0	1	33.3
	4. 調味料製造業	3	0	3	100.0
	5. 糖類製造業	1	0	1	100.0
	6. 精穀・製粉業	1	0	1	100.0
	7. パン・菓子製造業	12	0	5	41.7
	8. 動植物油脂製造業	1	0	0	0.0
	9. その他の食料品製造業	16	0	7	43.8
	10. 清涼飲料製造業	1	0	0	0.0
	11. 酒類製造業	3	0	1	33.3
	12. 茶・コーヒー製造業	11	0	7	63.6
食品卸売業	13. 農畜産物・水産物卸売業	36	0	12	33.3
	14. 食料・飲料卸売業	28	0	11	39.3
食品小売業	15. 各種食料品小売業	31	0	12	38.7
	16. 野菜・果実小売業	14	0	5	35.7
	17. 食肉小売業	9	0	0	0.0
	18. 鮮魚小売業	16	0	1	6.3
	19. 酒小売業	28	0	2	7.1
	20. 菓子・パン小売業	60	0	11	18.3
	21. その他の飲食料品小売業	112	4	38	35.2
外食産業	22. 飲食店	472	20	61	13.5
	23. 持ち帰り・配達飲食サービス業	60	2	13	22.4
	24. 沿海海運業	1	0	0	0.0
	25. 内陸水運業	1	0	0	0.0
	26. 結婚式場業	2	0	0	0.0
	27. 旅館業	56	0	11	19.6
	合計	1,000	26	210	21.6

	食品製造業	74	0	33	44.6
	食品卸売業	64	0	23	35.9
	食品小売業	270	4	69	25.9
	外食産業	592	22	85	14.9

## 3. 推計方法

推計は、まず、アンケート調査結果を使用し、回答のあった事業者の業種ごとの原単位（従業者数1人当たりの発生量）を算出した。その原単位に該当業種の県内全従業者数を掛け合わせることで、県内全体の拡大推計を実施した。

（推計手順）

- 1 アンケート調査の回答のあった 食品廃棄物等、 可食部（食品ロス）、 不可食部の量（トン）を、それぞれ業種毎の合計を算出。
- 2 1で算出した ~ の各合計を、アンケート調査の回答のあった事業者の業種毎の全従業員数で割り、業種毎の原単位（トン/人）を算出。
- 3 2で算出した原単位に、該当業種の県内全従業員数を掛け合わせ、 ~ のそれぞれの県内全体の量を拡大推計。



## 調査結果

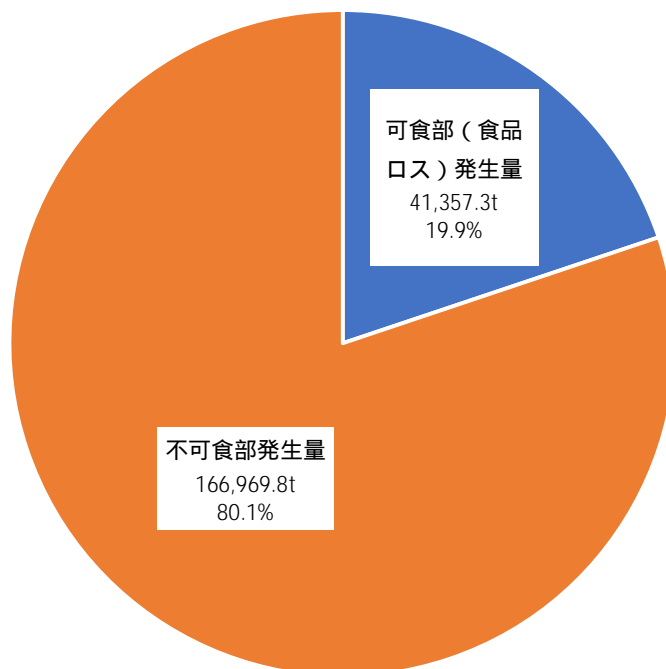
---



## 第 1 節 食品廃棄物等の発生状況

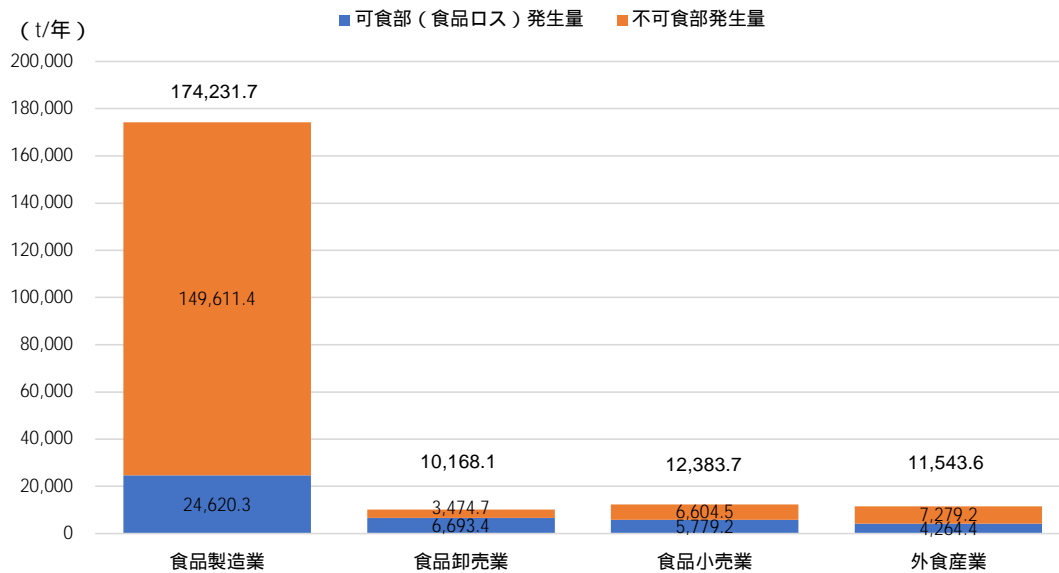
### 1. 県内全体の食品廃棄物等の発生状況

県内で発生した食品廃棄物等の発生量は 208,327.1 t と推測され、そのうちの 80.1% の 166,969.8 t が「不可食部発生量」であり、19.9% の 41,357.3 t が可食部（食品ロス）発生量であると推計された。



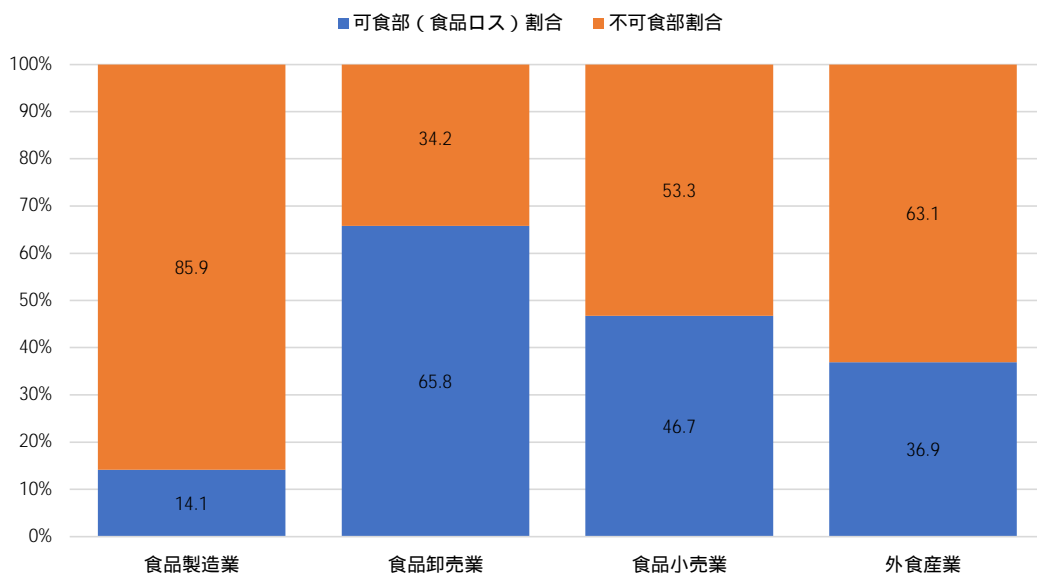
## 2. 業種大分類別の食品廃棄物等の発生状況

県内で発生した食品廃棄物等の発生量を業種大分類別にみると、「食品製造業」が174,231.7 tと最も多く、県内発生量の約8割を占めている。次いで「食品小売業」が12,383.7 t（同5.9%）、「外食産業」が11,543.6 t（同5.5%）、「食品卸売業」が10,168.1 t（同4.9%）の順となっている。



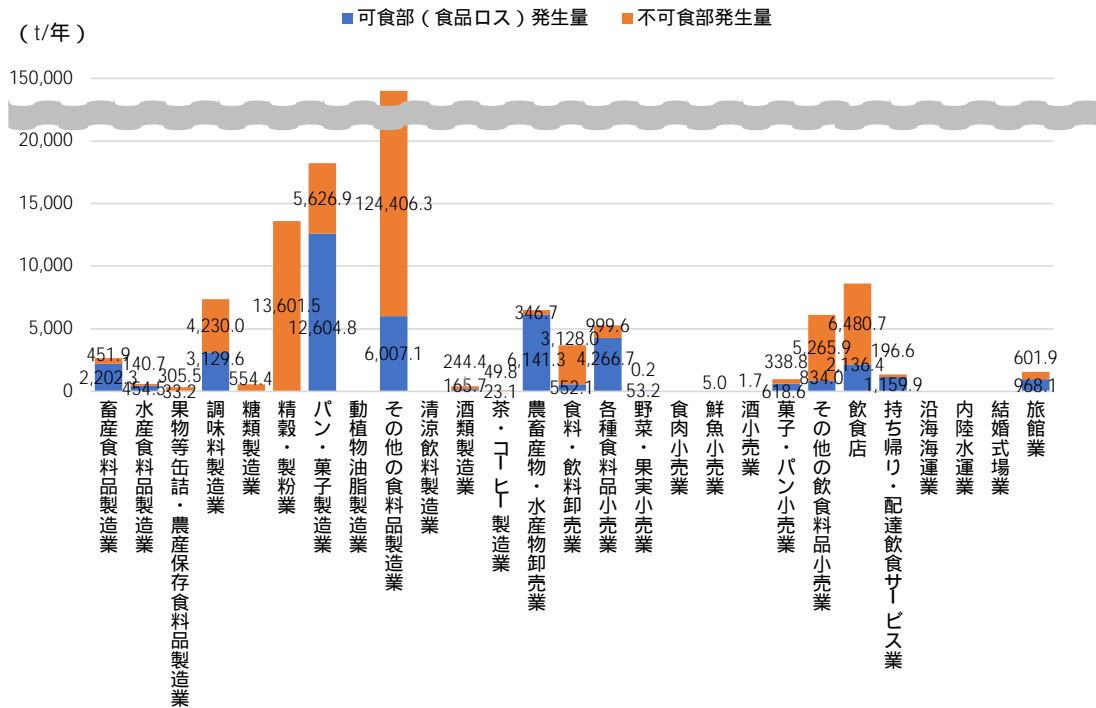
	食品廃棄物等		可食部 (食品ロス)		食品廃棄物等に占める食品ロスの割合
	トン	%	トン	%	%
食品製造業	174,231.7	83.6	24,620.3	59.5	14.1
食品卸売業	10,168.1	4.9	6,693.4	16.2	65.8
食品小売業	12,383.7	5.9	5,779.2	14.0	46.7
外食産業	11,543.6	5.5	4,264.4	10.3	36.9
合計	208,327.1		41,357.3		19.9

また、排出された食品廃棄物等の「可食部 (食品ロス)」と「不可食部」の割合をみると、「食品卸売業」で「可食部 (食品ロス)」の割合が高く6割を超えている。



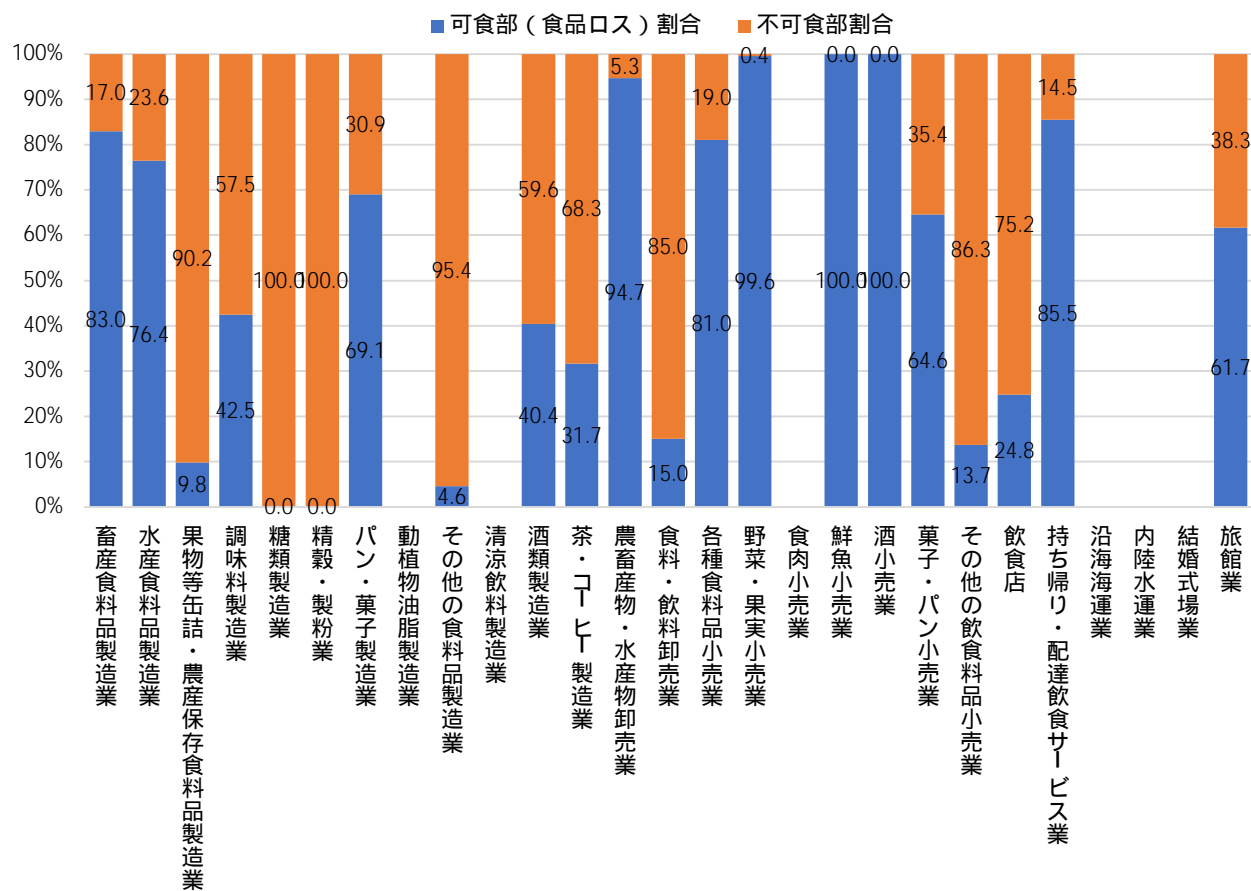
### 3. 業種小分類別の食品廃棄物等の発生状況

県内で発生した食品廃棄物等の発生量を業種小分類別にみると、「その他の食料品製造業」が130,413.4 tと突出して多く、県内発生量の62.6%を占めている。次いで「パン・菓子製造業」が18,231.7 t（同8.8%）、「精穀・製粉業」が13,601.5 t（同6.5%）の順となっている。



	食品廃棄物等	食品廃棄物等	
		可食部 (食品ロス)	不可食部
	トン	トン	トン
食品製造業	畜産食料品製造業	2,202.3	451.9
	水産食料品製造業	454.5	140.7
	果物等缶詰・農産保存食料品製造業	33.2	305.5
	調味料製造業	3,129.6	0.0
	糖類製造業	0.0	554.4
	精穀・製粉業	0.0	13,601.5
	パン・菓子製造業	12,604.8	5,626.9
	動植物油脂製造業	-	-
	その他の食料品製造業	6,007.1	124,406.3
	清涼飲料製造業	-	-
食品卸売業	酒類製造業	165.7	244.4
	茶・コーヒー製造業	23.1	49.8
食品小売業	農畜産物・水産物卸売業	6,141.3	346.7
	食料・飲料卸売業	552.1	3,128.0
	各種食料品小売業	4,266.7	999.6
	野菜・果実小売業	53.2	0.2
	食肉小売業	-	-
	鮮魚小売業	5.0	0.0
	酒小売業	1.7	0.0
	菓子・パン小売業	618.6	338.8
外食産業	その他の飲食料品小売業	834.0	5,265.9
	飲食店	2,136.4	6,480.7
	持ち帰り・配達飲食サービス業	1,159.9	196.6
	沿海海運業	-	-
	内陸水運業	-	-
	結婚式場業	-	-
旅館業	968.1	601.9	

また、排出された食品廃棄物等の「可食部（食品ロス）」と「不可食部」の割合をみると、排出量が1,000tよりも多く、「可食部（食品ロス）」の割合が5割以上の業種は、「畜産食料品製造業」「パン・菓子製造業」「農畜産物・水産物卸売業」「各種食料品小売業」「持ち帰り・配達飲食サービス業」「旅館業」となっている。



注：有効回答数が0件の6業種のグラフは空白としています。

## 第2節 食品廃棄物等の可食部について

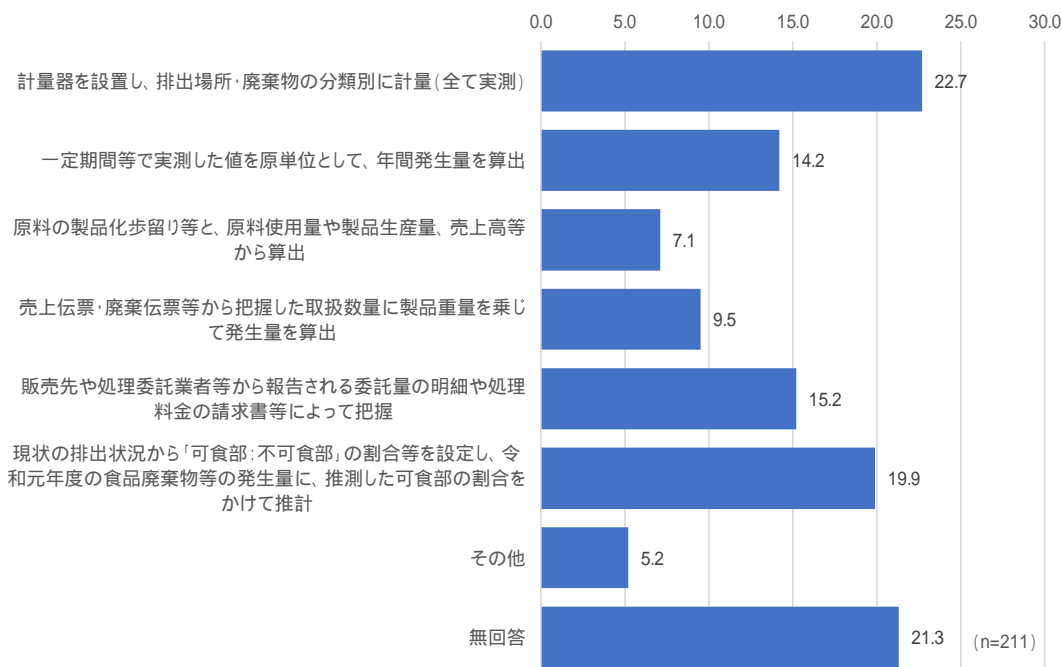
### 1. 可食部の具体的内容

可食部の食品ロスのあった中で最も多かった内容は「保管・販売時のロス」と「食べ残しによるロス」で55件の回答があった。具体的な内容と件数は下記に記す。

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	合計
1. 仕入時のロス	4件	2件	5件	5件	16件
2. 保管時のロス	3件	3件	7件	7件	20件
3. 加工・調理時のロス	16件	3件	10件	6件	35件
4. 検査・保管サンプルのロス	9件	1件	3件	8件	21件
5. 仕入時のロス	1件	2件	3件	8件	14件
6. 返品によるロス	3件	3件	3件	4件	13件
7. 輸送時のロス	1件	2件	3件	3件	9件
8. 仕入時のロス	0件	1件	9件	2件	12件
9. 商品陳列時のロス	0件	0件	5件	3件	8件
10. 保管・販売時のロス	1件	1件	43件	10件	55件
11. 加工・調理時のロス	0件	0件	10件	8件	19件
12. 仕入時のロス	0件	0件	4件	16件	20件
13. 保管・販売時のロス	0件	0件	8件	32件	41件
14. 加工・調理時のロス	0件	0件	4件	32件	36件
15. 検査・保管サンプルのロス	0件	0件	3件	18件	21件
16. 返品によるロス	1件	0件	3件	6件	10件
17. 食べ残しによるロス	0件	0件	11件	44件	55件

## 第3節 可食部/不可食部の計測・把握・推計方法について

可食部/不可食部の計測・把握・推計方法については、「計量器を設置し、排出場所・廃棄物の分類別に計量(全て実測)」が22.7%で最も高く、次いで「現状の排出状況から「可食部:不可食部」の割合等を設定し、令和元年度の食品廃棄物等の発生量に、推測した可食部の割合をかけて推計」(19.9%)、「販売先や処理委託業者等から報告される委託量の明細や処理料金の請求書等によって把握」(15.2%)の順となっている。



## 第 4 節 フードバンク活動団体等に提供できそうな食品について

フードバンク活動団体等に提供できそうな食品について尋ねたところ、下記のような回答があった。業種大分類毎に下に全件を原文のまま記す。ただし、固有名称については、削除または別の言葉に置き換える等の修正を行った。

### 【食品製造業】

- ・緑茶、抹茶。
- ・つゆ 他。
- ・釜めしの素（レトルト食品） 他。

### 【食品卸売業】

- ・生鮮食品の為、難しいと考えている。

### 【食品小売業】

- ・おかし。
- ・大根・枝豆 すでに提供済。

### 【外食産業】

- ・特定不可。

## 第 5 節 調査結果のまとめ

三重県の事業系食品廃棄物等の年間発生量は 20.8 万 t で、国全体の 1,756 万 t（農林水産省「令和元年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率」令和元年度推計値より抜粋）の 1.18% となっている。また、食品ロスの年間発生量は 4.1 万 t で、国全体の 309 万 t（農林水産省「食品ロス量の推移」令和元年度推計値より抜粋）の 1.33% となっている。また、食品廃棄物等に占める食品ロスの割合が 19.9% であり、全国の 17.6% より若干高くなっている。

食品廃棄物等の発生量については、4 業種のうち食品製造業からの発生量が全体の 83.6% と 8 割以上を占めており、食品ロスについても全体の 59.5% と最も多くなっている。

食品廃棄物等に占める食品ロスの割合をみると、食品卸売業で 65.8% とほかの業種より比較的高くなっている。